

市道民税の申告



「マイナンバーがわかるもの」「本人確認書類」
をお忘れなく！（詳細は3ページをご覧ください）

所得税および復興特別所得税の確定申告は

期間内に！

2月16日(木)～3月15日(水)

申告が必要な方は必ず期間内に収入額や控除額を自主申告しましょう。申告書は会場に用意しています。また、国税庁ホームページで申告書の作成や電子申告も可能ですので、積極的な利用をお願いします。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁 HP

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- ・営業（報酬）、不動産（アパート収入のほか、土地の賃貸料や貸家などの家賃収入も含む）などの各種所得があった方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与所得以外の所得（退職所得を除く）が20万円を超える方（給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・年末調整を受けていない方（令和4年中に中途退職した方など）
- ・年金収入が400万円を超える方
- ・年金以外の所得が20万円を超える方（年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方でも、市道民税の申告は必要となる場合があります）

上記の方々以外でも確定申告が必要な場合もあります。また、令和4年中に営業を始めた方、土地や建物を売却した方、建物をリフォーム・増改築した方、青色申告の方などは滝川税務署での申告になります。

市道民税の申告が必要な方

- ・年末調整を受けた給与、年金以外の収入・所得がある方
- ・令和4年中に収入・所得がなかった方で、どなたの税金上の扶養にもなっていない方

所得税および復興特別所得税の確定申告をした方は市道民税の申告を兼ねますので、改めて市道民税の申告は不要です。上記の理由に当てはまらず申告が不要な方についても、納付書で社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など）を納めている方や、医療費が一定額を超える方については申告をすることで控除を追加することができます。

申告期間・受付時間・会場

【申告期間】 2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日を除く。

※還付申告は1月26日(木)から可能。

【受付時間】 9:00～17:00

※申告書の作成には時間を要します。

受付時間外の申告は受け付けできませんのでご了承ください。

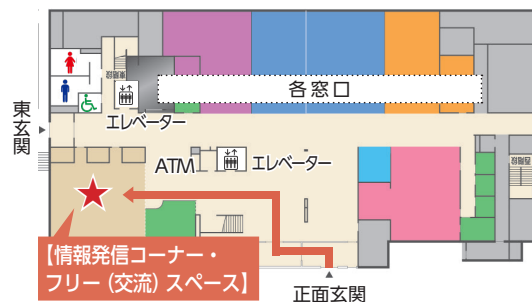
【申告会場】

市役所1階 情報発信コーナー・フリー（交流）スペース（右図）

※所得税および復興特別所得税は滝川税務署でも申告可（郵送も可）。

<税の日曜申告>

3月5日(日)は市役所にて相談・申告の受け付けを行います。



申告に必要なもの

- ①確定申告書・お知らせはがき 税務署から送られてきている方
- ②申告者の金融機関の振込先がわかるもの（通帳の写しなど） 還付金の受け取りや口座振替による納付のため
- ③マイナンバーカード【原本】 または **本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）【すべて原本】**

1 番号確認書類

マイナンバーを確認できるもの1点

- ・住民票や住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）
- ・マイナンバーの「通知カード」

※記載されている住所・氏名などが住民票と一致している方のみ利用可能。

など

+

2 身元確認書類

顔写真付き身分証明書のうち1点

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・在留カード ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など

顔写真付き身分証明書の提示が困難な場合は、**顔写真なし身分証明書のうち2点**

- ・健康保険証 ・国民年金手帳
- ・母子健康手帳 ・源泉徴収票 など

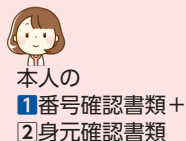
★上記③について、各場合に必要なもの

本人が申告する場合

- 本人のマイナンバーカードまたは本人の**1番号確認書類**と**2身元確認書類**



または



配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合

- 配偶者や扶養親族のマイナンバーカードまたは**1番号確認書類**など

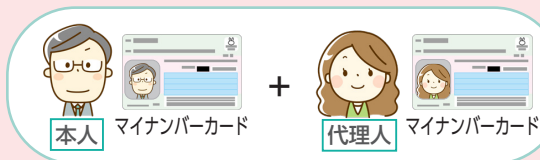


または

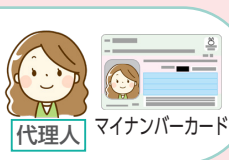


代理人が申告をする場合

- 本人と代理人のマイナンバーカードまたは本人の**1番号確認書類**と代理人の**2身元確認書類**



+



または



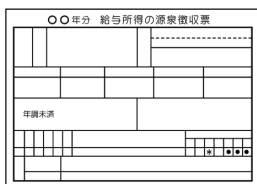
+



- ④その他必要なもの ※源泉徴収票、領収書、証明書などは原本が必要です。

給与所得者・公的年金等受給者

- 受け取ったすべての源泉徴収票



営業などの事業・不動産所得者

- 収支内訳書（事前に記入してください）



障害者控除を受ける方

- 障害者手帳など



社会保険料（※1）、生命保険料、地震保険料、寄付金（※2）などの控除を受ける方

- 領収書、証明書

※1 国民健康保険、任意継続保険、国民年金など

※2 控除の対象となる寄付金が2,000円を超えた場合

市 HP



医療費控除や住宅ローン控除など、その他必要なものについては市ホームページをご確認ください。

〇市市民税に関すること：市民税係Tel 74-4864

所得税および復興特別所得税に関すること：滝川税務署Tel 22-2191 または市民税係Tel 74-4864